

子ども・子育て支援新制度移行に向けた法令関係の整理

1. 条例関係（9月議会提案予定）

- 市は、地域型保育事業に係る認可基準や教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準を国が定める基準(省令・府令)に基づき条例で定めなければならない。
- 国基準により、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が設定されている。
- ※「従うべき基準」は、市が条例制定をするにあたり、従わなければならないものであり、下回る内容を定めることは許容されない。(上回る内容を定めることは許容される。)
- ※「参酌すべき基準」は、十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）【新設】

家庭的保育事業等の種類

家庭的保育事業		市が認定した家庭的保育者の居宅などで保育を行う事業（保育ママ制度）
小規模保育事業	A型 (保育所分園に近い類型)	保育施設(利用定員が6人以上20人未満であるもの)で保育を行う事業
	B型 (中間的な類型)	
	C型 (家庭的保育に近い類型)	
居宅訪問型保育事業		乳幼児の居宅において、保育を行う事業 (ベビーシッター)
事業所内保育事業	保育所型	事業所等で保育を行う事業
	事業所型	

市が条例で基準を定める項目は、次のとおりです。

- ①職員数・資格要件 ②設備・面積基準 ③給食 ④耐火基準等 ⑤連携施設等

◆市独自基準（詳細は、基準比較表参照）

- ①小規模保育C型・家庭的保育・居宅訪問型保育の保育従事者の資格要件の厳格化理由：保育の安全性をより確保するため。(保育の質の確保)

	職員（保育従事者）			
国基準	[A型] [事業所内保育所型] すべて保育士	[B型] [事業所内事業所型] 保育従事者 (1/2以上が保育士)	[C型][家庭的保育] 家庭的保育者 + (家庭的保育補助者)	[居宅訪問型] 家庭的保育者
市基準	[A型] [事業所内保育所型] すべて保育士	[B型] [事業所内事業所型] 保育従事者 (2/3以上が保育士)	[C型][家庭的保育] 家庭的保育者 (1/2以上が保育士) + (家庭的保育補助者)	[居宅訪問型] 家庭的保育者 (保育士に限る)

- ②暴力団排除項目の追加

※ _____ 部分は市独自基準

理由：出雲市暴力団排除条例の趣旨を考慮したため。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(仮称)【新設】

市が条例で基準を定める項目は、次のとおりです。

- ①利用開始に伴う基準（利用者への情報提供、利用調整への協力等）
- ②教育・保育の提供に伴う基準（教育要領、保育指針等に基づく教育・保育の提供等）
- ③管理・運営等に関する基準（運営規程の策定、秘密の保持等）
- ◆市独自基準 なし（国の基準に従う）

2. 規則等関係

(1) 就労の事由に関する下限時間の設定（1月において48時間から64時間までの範囲内で市が設定） ※法施行から10年間は範囲制限なし。

「保育の必要性」の認定については、子ども・子育て支援法施行規則(内閣府令)で定めるため、改めて市の条例において定める必要はありません。ただし、「就労の事由に関する下限時間」*1と「内閣府令で定める事由に類する市町村が定める事由」*2の設定が必要（法形式は市町村の判断）となります。

保育に欠ける理由（現行） 【市条例で規定】	保育の必要性の事由（新制度） 【内閣府令で規定】
<ul style="list-style-type: none"> ①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障がい ④同居親族の介護 ⑤災害復旧 ⑥その他 	<ul style="list-style-type: none"> ①就労（<u>下限時間を市で設定</u>）*1 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障がい ④同居又は長期入院している親族の介護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれのあること。 ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 ⑩その他、<u>上記に類する状態として市が認める場合</u>*2

*1◆現在、就労の下限時間を48時間（週4日：1日当たり3時間が最下限）と設定しているため、新制度においても48時間と設定します。

*2◆内閣府令で定める事由に類する市が定める事由
いずれも「出雲市保育所の保育の実施及び保育料の徴収等に関する規則」を改正し、規定する。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準比較表

区分	保育所 (参考)	小規模保育事業			家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	
		A型	B型	C型		保育所型	事業所型		
対象年齢等	0～5歳児	0～2歳児(原則)	0～2歳児(原則)	0～2歳児(原則)	0～2歳児(原則)	0～2歳児(原則)	0～2歳児(原則)	0～2歳児(原則)	
定員	20人以上	6～19人	6～19人	6～10人 (経過措置5年間は、6～15人)	5人以下	20人以上	1～19人	—	
連携施設	不要	要	要	要	要	一部要	要	居宅訪問型保育連携施設	
調理方式	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	事業所内	—	
連携施設等からの搬入	—	可	可	可	可	可	可	—	
設備・面積	保育室	1.98㎡/人	1.98㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人 (最低9.9㎡)	1.98㎡/人	1.98㎡/人	—	
	乳児室	1.65㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	—	1.65㎡/人	3.3㎡/人	—	
	ほふく室	3.3㎡/人	—	—	—	3.3㎡/人	—	—	
	屋外遊戯場・庭 (2歳以上)	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	—	
	調理設備・調理室	調理室	調理設備	調理設備	調理設備	調理室	調理設備	—	
	医務室	要(0～1歳)	不要	不要	不要	不要	要(0～1歳)	不要	—
職員	保育従事者の資格	保育士	保育士	家庭的保育者 (市長が行う研修(指定した研修を含む。)を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)	家庭的保育者 (市長が行う研修(指定した研修を含む。)を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)	保育士	家庭的保育者 (市長が行う研修(指定した研修を含む。)を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)	家庭的保育者 (市長が行う研修(指定した研修を含む。)を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)	
	人員配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 全体で2人以上	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 に1人を加えた数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 に1人を加えた数	3:1 (家庭的保育補助者を置く場合は5:2)	3:1 (家庭的保育補助者を置く場合は5:2)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 全体で2人以上	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 全体で2人以上	1:1
	嘱託医	要	要	要	要	要	要	要	—
	調理員	要(委託は不要)	要(委託・搬入は不要)	要(委託・搬入は不要)	要(委託・搬入は不要)	要(委託・搬入は不要)	要(委託・搬入は不要)	要(委託・搬入は不要)	—
	その他		*暴力団排除(未定)	*暴力団排除(未定)	*暴力団排除(未定)	*暴力団排除(未定)	*暴力団排除(未定)	*暴力団排除(未定)	*暴力団排除(未定)

*1 は従うべき基準である。

*2 小規模保育事業B・小規模保育事業C・家庭的保育事業・事業所内保育事業(事業所型)・居宅訪問型保育事業については、保育の安全性をより確保するため、【市独自基準】を設定している。

例： §30については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の第30条を表している。